

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第542号)

平成20年5月9日

横 情 審 答 申 第 542 号

平 成 20 年 5 月 9 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成20年1月11日教健第1906号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

別添に示す文書のうち、1及び2の文書の開示決定、3から7までの文
書の一部開示決定並びに8から12までの文書の非開示決定に対する異議申
立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、別添に示す文書のうち、1及び2の文書を開示とした決定、3から7までの文書を一部開示とした決定並びに8から12までの文書を非開示とした決定に対する異議申立ては、不適法なものであり、却下すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、別添に示す文書（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成19年9月21日付で行った開示決定、一部開示決定及び非開示決定（以下「本件処分」という。）に対するものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 平成19年7月6日に、横浜市立の特定中学校で発生した平成16年の体罰に関する全ての書類の開示請求があり、「事故報告書」を特定したが、当時警察に押収されていたため、非開示決定を行った。その後、横浜市教育委員会事務局学校教育部健康教育課（以下「健康教育課」という。）で保管されていた行政文書が新たに判明したため、本件申立文書を特定し、本件処分を行った。このように追加で本件処分を行ったことにより、異議申立人（以下「申立人」という。）は、まだ特定すべき文書が存在するのではないかと主張している。
- (2) 健康教育課の所管業務は、事故報告書の受付及び治療費・見舞金の支払いであり、本件申立文書以外に作成・保管している文書はない。また、本件申立文書のうち、3から7までの文書については、個人の氏名、住所、生年月日等個人に関する情報が記載されており、当該情報については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が認識されるおそれがあるため、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第7条第2項第2号に該当するため非開示とし、一部開示決定を行った。

なお、本件申立文書のうち、8から12までの文書については、当時警察に押収されていたため、非開示決定を行ったが、諮問時点では、当該文書についてその写しを作成し、保管しており、開示非開示の決定を行う準備を進めている。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のとおりである。

- (1) 全部開示処分をせよ。
- (2) 詳しい処分理由説明を受けて、理由を述べる。

5 審査会の判断

(1) 本件異議申立書について

本件異議申立書については、「異議申立てに係る処分」欄に「別紙のとおり」と、「異議申立ての趣旨」欄に「全部開示処分をせよ」と、「異議申立ての理由」欄に「詳しい処分理由説明を受けて、理由を述べる」と記載され、別紙として本件処分の決定通知書が添付されていることが認められる。

(2) 本件異議申立書の取扱いについて

ア 実施機関は、処分理由説明書において「異議申立人は、まだ特定すべき文書が存在するのではないかと主張している。」と説明しているが、本件異議申立書にはそのような記載が認められないため、当審査会では、平成20年2月15日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件異議申立書の取扱いについては、平成19年10月25日付教健第1407号「異議申立書に係る説明について」と題する書面により、異議申立ての趣旨欄に「全部開示処分をせよ」とあるが、本件処分では、開示決定が2件あることから、その趣旨を明記すること、異議申立ての理由欄に「詳しい処分理由説明を受けて、理由を述べる」とあるが、10月3日に開示した際に説明しているので、その理由を明記すること、の2点についての追加説明を書面で提出するよう求めた。しかし、申立人から応答がなかったため、平成19年12月3日付教健第1630号「異議申立書に係る補正について（通知）」と題する書面において、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行審法」という。）第48条において準用する第21条の規定により同様の内容を書面で補正するよう求めた。

(イ) その後、申立人から数回電話があり、やり取りを行った過程において、異議申立ての趣旨については、本件処分において特定した行政文書以外にも本件請求に対して特定すべき行政文書があるはずだという趣旨であると解釈するに至った。この内容について、申立人から書面による補正はなされていないが、口頭による補正がなされ、本件異議申立書が適法となったと考えた。

なお、申立人とのやり取りの経緯は記録を残しているが、口頭による補正の内容については、書面に記録したうえで申立人から確認を得るということをしていない。

イ 当審査会では、以上の説明を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 行審法第9条第1項では、「この法律に基づく不服申立ては、他の法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に口頭であることができる旨の定めがある場合を除き、書面を提出してしなければならない。」と規定されている。また、同法第15条第1項では、「審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。・・・四 審査請求の趣旨及び理由」と規定され、第21条では、「審査請求が不適法であって補正することができるものであるときは、審査庁は、相当の期間を定めて、その補正を命じなければならない。」と規定されており、第15条第1項及び第21条の規定は、第48条により処分についての異議申立てに準用されている。

開示決定等に対する行審法に基づく異議申立てについては、条例に口頭であることができる旨の定めがないことから、上記の規定により、書面を提出してしなければならないが、その書面である異議申立書には、異議申立ての趣旨及び理由を記載しなければならないこととなる。

(イ) ところで、行審法第15条第1項第4号に規定される「審査請求の趣旨及び理由」の記載については、一般論として、「審査請求は、専門的法律知識を有しない当事者が法律家を代理人とすることなく自らなすことも多く、そのような場合には審査請求書の形式内容が法的に適切であるとは限らず、その請求の趣旨も審査請求の手続過程における調査・審理などを経て次第に明確になる場合もありうるのであるから、その請求書に使用された文言のみにこだわることなく、その内容を全体的に観察し、できるかぎり善解して審査請求制度の範囲内で適法なものとして解釈し判断すべき」とされている（昭和57年1月25日大阪地方裁判所判決（昭和56年（行ウ）第3号））。

この理は、(ア)で述べたとおり、異議申立てにも妥当するところである。

(ウ) 本件異議申立書においては、異議申立ての趣旨は、本件処分に開示決定が含まれているにもかかわらず、「全部開示処分をせよ」と、異議申立ての理由は、「詳しい処分理由説明を受けて、理由を述べる」とのみ記載されている。これらの記載のみでは、本件処分のどの部分に、どのような理由で、どんな不服が

あり、どのような趣旨の不服申立てであるかは、できるかぎり善解しようにも具体的に何ら知ることはできず、不服申立ての内容が特定されていないものと言わざるを得ない。このため、本件異議申立書は、行審法第48条において準用される第21条の規定に基づく補正を要するものと解される。

(イ) この点について、実施機関は、申立人に補正を求めたところ、補正事項が記載された書面は提出されていないが、口頭により補正がなされ、本件異議申立ての趣旨については、本件処分において特定した行政文書以外にも、特定すべき行政文書があるはずだというものであったと説明している。一方で、実施機関は、本件異議申立ての理由については、補正の内容を何も説明していない。さらに、口頭による補正の内容について、書面に記録したうえで、申立人から確認を得るといったこともしていないと説明している。このため、当審査会では、実施機関が説明する口頭による補正の有無及びその内容を確認することができず、また、実施機関の説明からは、申立人が補正期限内に書面で補正に応じることができない特別な事情があったとも認められないことから、口頭により補正がなされたとの実施機関の主張を是認することができない。

(オ) したがって、本件異議申立書は、行審法第48条において準用する第15条第1項で定める必要的記載事項である異議申立ての趣旨及び理由について、補正がなされたと認めることはできず、これらの記載を欠く不適法な異議申立てであると言わざるを得ない。

(カ) なお、実施機関は、追加説明依頼や補正命令を二度にわたって行い、書面で提出するように申立人に求めている一方で、書面は提出されていないものの、口頭で補正がなされ、その内容は書面に残していないと主張するなど、本件異議申立書の取扱いに当たっての首尾一貫した考え方を認めることができない。行政実務は、法令等に則って中立・公正に行われるべきものであることは言うまでもないところであるが、実施機関においては、市民全般から信頼されるよう、関連法令等に基づいた誠実・公正な行政不服審査事務に努めるべきである。

(3) 結論

以上のとおり、本件異議申立ては不適法なものであり、却下すべきである。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

別添

- 1 定例決裁簿（日本スポーツ振興センター災害共済給付請求に関する決裁簿）
- 2 運動活動時等における安全の手引き
- 3 教健第493号「横浜市学校事故見舞金について」
- 4 教健第591号「9923-20060710-992333-支出命令-031646-08（学校事故見舞金6）」
- 5 教健第2001号による特定月Z分日本スポーツ振興センター災害共済給付請求等に係る書類のうち、特定中学校特定スポーツ指導中事故による災害報告書
- 6 教健第2001号による特定月Z分日本スポーツ振興センター災害共済給付請求等に係る書類のうち、特定中学校特定スポーツ指導中事故による医療費支払通知書（特定月Y分、特定月X分）
- 7 教健第2001号による特定月Z分日本スポーツ振興センター災害共済給付請求等に係る書類のうち、特定中学校特定スポーツ指導中事故による給付金支払通知書
- 8 平成18年予算第一特別委員会2月27日10号と記載の紙面
- 9 「横浜市教育委員会事務局等専決規程」に関する資料
- 10 「横浜市教育委員会事務局分掌規則」に関する資料
- 11 特定中学校（特定スポーツによる事故）と記載されている綴
- 12 特定中学校特定日Wと記載されている綴

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年1月11日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成20年1月17日 (第120回第一部会) 平成20年1月18日 (第52回第三部会) 平成20年1月22日 (第119回第二部会)	・諮問の報告
平成20年2月1日 (第53回第三部会)	・審議
平成20年2月15日 (第54回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成20年3月7日 (第55回第三部会)	・審議
平成20年4月4日 (第56回第三部会)	・審議